公益財団法人高松市学校給食会物資調達要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人高松市学校給食会物資調達に関する規程(以下「物資調達規程」という。)第11条の規定に基づき、物資の決定、納入等に関し必要な事項を定めることにより、安全・安心な物資の調達を図ることを目的とする。

(見積書等の提出)

第2条 物資調達規程第8条に基づき物資納入登録業者は、公益財団法人高松市学校給食会(以下「給食会」という。)から納入物資の見積もり依頼を受け、その物資を納入しようとするときは給食会理事長に見積書、別紙1の資料及び見本を提出しなければならない。

(物資の選定)

- 第3条 物資は使用する食材、時期、期間、価格の動向等を勘案し、年度、学期又は月ご とに決定できるものとする。
- 2 給食会は、前条により物資納入登録業者から提出された見積書等を審査した後、公益 財団法人高松市学校給食会委員会規程(以下委員会規程)という。)第3条の規定に基づ き開催する物資購入委員会において物資の見積もり金額、別紙1の資料及び見本を提示 し、適正な審査により物資を選定するものとする。
- 3 物資購入委員会は、別紙1の資料に不備がある物資、不必要な食品添加物が添加された食材及び内容表示、製造業者等が明らかでないものは、原則、選定しないものとする。 (納入物資の品質保持)
- 第4条 給食会は、納入物資について安全性に問題があると判断したときは、高松市教育委員会と協議し当該物資の納入を中止するとともに、当該物資納入業者に対し当該物資の安全性について報告書の提出を指示することができるものとする。
- 2 給食会は、前項の報告書を審査し、当該物資の納入の再開について高松市教育委員会と協議するものとする。
- 3 物資購入委員会は、第1項の物資について給食会から報告を受け、安全性に問題があると判断したときは、学校給食物資納入契約書第13条第2項の規定に基づき契約解除 等必要な措置を講じるよう、給食会に求めることができる。
- 4 物資購入委員会は、納入物資について高松市教育委員会が実施する微生物及び理化学 検査で不適と判断したとき、当該物資の納入業者の変更など適切な措置を講じるよう給 食会に求めることができる。

(物資の納入)

- 第5条 納入業者は、物資を納入する際には、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 納入時刻を守ること。
 - (2) 納入物資の容器は、衛生的なものを使用すること。
 - (3) 輸送中は物資の温度管理を適正に行うこと。
 - (4) 冷蔵保管が必要な物資は保冷車等で納入すること。
 - (5) 納品時の品温は、別紙2の温度を基準として温度管理を行うこと。

- (6) 納入物資について異物の混入等異常がないことを確認し、責任を持って納入すること。
- (7) 定期的な検便や毎日の健康観察記録による健康管理を行い、食中毒の原因となる 菌やウイルスの二次汚染がないようにすること。
- (8) 物資を輸送車から調理場等に納品するなど物資を取り扱う際には、清潔な白衣、帽子、マスクを着用することとし、輸送車の運転時など物資を直接取り扱う作業以外のときは脱いで清潔に保管しておくこと。
- (9) 納入の際には、直接物資に手を触れる可能性がある場合には使い捨てのビニール 手袋を着用するものとし、物資を取り扱う作業以外のときは脱いで学校ごとに交換 すること。
- (10) 納入物資は、各調理場が指定した納入口から納入すること。
- (11) 物資は検収室において受け渡しを行い、調理場内に立ち入らないこと。ただし、 検収室を備えてない調理場においては、納入口での受け渡しができるものとする。
- (12) 検収責任者の立会いのもと、検収表に基づき十分な点検を受けた後に納入すること。
- (13) 納入の際、物資の入った容器は直接床面に置かないこと。

(災害等による納入の取り止め等)

- 第6条 台風等の自然災害又は流行性疾患等により学校給食の実施を大幅に変更又は中止 する必要が生じたときは、給食会は物資納入の内容変更又は取り止めを行うことがある。
- 2 台風の接近時については、高松市教育委員会及び給食会が定める「台風接近時対応マニュアル」に沿って対応を決定するものとする。
- 3 インフルエンザ等の流行性疾患で学級閉鎖にする場合、学校は、午前10時までに給 食会にその旨を連絡することにより、翌日の牛乳及び主食は中止でき、翌々日について は全て中止できるものとする。
- 4 物資納入の取り止め等により納入業者に発生した損害については、原則、給食会は一 切責任を負わないものとする。

(納入物資の引き取り等)

- 第7条 調理場納入時又は調理時において、納入物資に著しい品質の劣化や調理に適さない状態等が認められたときは、納入業者は当該食材の引取り又は取替を行わなければならない。
- 2 引取り又は取替により納入業者に発生した損害については、給食会は一切責任を負わ ないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は給食会が定める。

附則

この要綱は、平成27年2月13日から施行する。